

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第2号および第6号中「22,436円」を「21,314円」に改める。
附則に次の1項を加える。

8 条例附則第19項の規則で定める日は、令和6年3月31日とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例施行規則第7条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料の減免から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。